

2023年2月24日

お客様各位

京都信用金庫

「破産管財人・相続財産管理人・相続財産清算人口座開設手数料」新設のお知らせ

平素は京都信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、破産・相続手続きにおける管理用口座開設手数料を新設いたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 新設日

2023年4月3日（月）

##### 2. 対象となる新規開設口座

- (1) 破産管財人名義の口座
- (2) 相続財産管理人名義の口座
- (3) 相続財産清算人名義の口座
- (4) 不在者財産管理人名義の口座

##### 3. 手数料

1口座 11,000円（税込）

以上